

第27号議案

非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和27年島根県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「、選挙管理委員会の委員」を削り、「、労働委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員及び内水面漁場管理委員会の委員」を「及び労働委員会の委員」に改める。

第2条の表中「月額 170,000円」を「日額 38,400円」に、「月額 135,000円」を「日額 32,000円」に、「月額 104,000円」を「日額 38,400円」に、「月額 84,000円」を「日額 32,000円」に、「月額 60,000円」を「日額 38,400円」に、「月額 53,000円」を「日額 32,000円」に、「月額 38,000円」を「日額 38,400円」に、「月額 35,000円」を「日額 32,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。